

大口定期貯金

(平成17年4月1日現在)

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 (愛称) | 自由金利型定期貯金 (愛称: 大口定期貯金) |
| 2. 販売対象 | 個人・法人・任意団体 |
| 3. 期間 | 定型方式..... 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、 4年、5年 満期日指定方式..... 1か月超5年未満(預入日の応当日を除く) |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | 一括預入 1千万円以上 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻しができます。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法 | 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人・任意団体のものは総合課税となります。 金利は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。 |
| 7. 手数料 | ————— |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>8. 付加できる 特約事項</p> | <p>定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）のお取扱いができます。 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」「夢びと」等の担保定期貯金に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。）</p> |
| <p>9. 中途解約時の 取扱い</p> | <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率（小数点第4位以下切捨て）と解約日の普通貯金利率のうち、いずれか低い利率。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のA及びBの算式により計算した利率（小数点第4位以下切捨て）のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">A . 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p style="padding-left: 40px;">B . 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と期限前解約利息との差額を精算します。 * 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書又は通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率のことです。</p> |
| <p>10. 貯金保険制度 （公的制度）</p> | <p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> |